

令和7年第5回定例会

1 日 時 令和7年3月12日（水）10時10分から10時35分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 3名

4 議 事

<議 案>

1 不在者投票を行うことができる施設の指定について

<報告事項>

1 令和7年3月の選挙人名簿登録者数について

2 令和7年3月16日執行武蔵村山市長選挙立候補届出状況について

3 令和6年10月27日執行衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京選挙区第10区）
に係る選挙無効請求事件に対する東京高裁判決について

<そ の 他 >

1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和7年第5回定例会を開会いたします。本日は、1件の議案と3件の報告事項を予定しております。 なお、本日の報告事項第3は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
委 員 長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 それでは議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	施設に入居している方は公営掲示板を見ることはできないわけだが、施設の中に公営掲示板に代わるようなものや選挙公報は充足されているのか。
事 務 局	選挙公報は、各世帯に配布するルートがございますので、入所者の住民票登録地として施設にも配布されれば閲覧可能かと思えます。ただし、公営掲示板は、屋外設置のものと同じものがございませんので、選挙公報を掲出する各選管のホームページやそれぞれの候補者が発信する情報等によって、必要な情報が確認できると考えています。
委 員	選挙公報の配布は施設の判断なのか、入居者の希望によるのかどういう決まりになっているのか、施設内の皆の集まるところに掲示したりはしないのか。
事 務 局	選挙公報は、入居者ひとり一人に配るようにはなっていませんが、不在者投票施設は各選管と連携しているため、要望があれば必要部数を配布できるよう対応しています。また、掲示場自体は固定場所に掲示する方式になっています。各施設がサービスの一環として、入居者から近隣の掲示場を見たいという要望があれば対応すると思いますが、各候補者がすべての掲示場に掲示しているわけではないので、公平性の観点から特定の掲示場の画像を提供するのは難しいと考えています。
委 員	不在者投票は施設の意向が大きく影響すると思うが、入居者が投票するしないという意思の尊重や実際の不在者施設の投票率はどのようなになっているのか。

事 務 局	不在者投票施設の投票率を調査した実績は持ち合わせていませんので、数字としての御答えは難しいのですが、選挙における投票の自由に関しては、所管の選管から各施設にきちんと伝えていきますので、入居者の意思に反したり、左右したりすることがないように指導の方はしっかりと行われていると承知しています。
委 員 長	御質問・御意見がなければ、御諮りいたします。議案第1号について了承することに御異議ございませんか。
委 員	《異議なし》
委 員 長	御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1「令和7年3月の選挙人名簿登録者数」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第1について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。次に報告事項第2「令和7年3月16日執行武蔵村山市長選挙立候補届出状況」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第2について説明》
委 員	候補者の中に、かなり変わった名前の方がいるが、立候補を受け付ける際の名前についてはどうなっているのか。
事 務 局	武蔵村山市選管の判断理由・根拠は承知していません。「A I メイヤー」という名前については、1号から始まって4人の候補者がいるということは、ネット等で拡散しています。また、「A I メイヤー」（1号）は、以前からその通称で活動実績があり、過去の都執行の選挙でも認めている経緯もございます。選挙直前でなく、以前からみんなで作る党の推薦を受けたりしながら活動していましたので、一定程度の知名度はあると認識しています。
委 員	みんなで作る党はきちんと届出されているのか。
事 務 局	はい。もともとNHK党の前身のような形で作られた政党で、当時から党名は変わっていますが、知名度の高い政治団体かと思います。現在は国の議員はいませんが、以前国会議員がいた時に国政政党として認められていますので、まだ国政政党の扱いとなっています。
委 員 長	ルールとして候補者氏名はどのように規定されているのか。

事 務 局	いわゆる候補者の通称認定というものが制度上認められておりまして、例えば、出版時のペンネームであるとか、芸能人が戸籍名ではない名前を名乗り、それが一般的に知れ渡っている、一定程度の認知があるものは通称認定として認められるケースがあります。ネットでどれだけ知名度があるとかの判断は難しいのですが、出版等と同等程度の知名度があれば認めていると認識しています。
委 員 長	認めるというのは簡単ですが、認めないというのはあるんですか。
事 務 局	実際に相当程度の社会的な認知度があると認めないケースも数多くあります。
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第2について了承することといたします。次に「当面の日程」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《当面の日程について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、当面の日程について了承することといたします。次回の定例会は3月26日に開催することといたします。